

女子美術大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

II 総評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1900（明治33）年に建学の精神を、「芸術による女性の自立」「女性の社会的地位の向上」「専門の技術家・美術教師の養成」として創立された私立女子美術学校にさかのぼる。1990（平成2）年には相模原市に移転し、1994（平成6）年には研究科修士課程を、1996（平成8）年には研究科博士後期課程を開設し、現在は1学部（芸術学部）1研究科（美術研究科）を擁している。なお、研究科は男女共学となっている。

理念・目的・目標は、『大学案内』、ホームページなどの媒体によって周知が図られている。現在は、「芸術に関する最高の理論及び技術を教授研究し、教養高く芸術的創造力の豊かな女性を育成すること」を学部の目的としている。創立以来一貫して、専門的研究に基づいた幅広い見識と、豊かな教養を兼ね備えた女性の育成に力点を置いていることに特色がある。ただし、学部の理念は、男女共学を許容する大学院の理念および教育実態と齟齬を来していることから、理念の一貫性を保持しうるような論理構築が望まれる。

全般的に、社会や時代の動向、ニーズに対応しながら諸活動を推進している。後述のように、学生の就職指導に組織的・体系的に取り組んでいることや多様な学生生活支援制度を設けていること、地域社会と深く結びついた教育活動を行っていることは特筆に値する。

しかし、研究科におけるシラバスの充実、カリキュラム・ポリシーとの関連性における成績評価基準の明確性および学位授与基準の明示に関しては改善の余地がある。また、教員組織の整備にもやや問題が見受けられるので、これらの改善・充実を図ることが望まれる。

二 自己点検・評価の体制

「自己評価委員会」と「自己点検委員会」によって構成され、関係諸規程に基づき、

計画的・継続的に行われている。「自己点検委員会」が全学的な点検活動を行い、その点検活動を踏まえて「自己評価委員会」は評価を行い報告書にまとめている。特に、第5次の自己点検・評価活動は、今回の大学評価を受けるため、4年もの期間を費やして実施された。「自己評価委員会」と「自己点検委員会」の緊密な相互関係、「自己点検委員会」の9つの部会の委員配置、そして2007（平成19）年度のとりまとめ段階における2つの「自己点検委員会（教育研究と管理運営）」の設置、は合理的かつ効果的である。また、自己点検・評価の結果明らかになった問題点などを各委員会などにフィードバックし、改善するシステムも確立している。しかし、委員以外の教職員の自己点検・評価活動に対する参加意識は高いとはいえず、自己点検・評価が大学構成員全員による全学的な活動になっていない点は、今後の課題である。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

芸術学部の教育研究組織は、美術・デザインの領域をほぼ網羅した7学科2専攻を擁している。

大学院美術研究科修士課程は3専攻（美術専攻・デザイン専攻・芸術文化専攻）、博士後期課程は1専攻（美術専攻）の構成となっている。修士課程に「芸術研究の新分野の開拓」という趣旨のもと設置された「ヒーリング造形」「メディアアート造形」「芸術表象」などの研究領域は、「芸術の新しい動向に対応しうる」専門家などの養成という目的に対応している。博士後期課程で目指されている「新たな制作者・教育者」の養成が可能となる「作品制作と理論の融合」を実現する組織編成は明確に見えてこない。

研究所、美術館、「女子美オープンカレッジセンター」などの附置機関を設け、専任教員間で連携して、建学の精神を基に美術をとおした女性の自立や社会参画などを目指している。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

芸術学部

教養科目と専門科目を体系的に編成し、時代や社会の動向を踏まえて不断にカリキュラムを検証・改善している。教養科目は全般的に偏りがなく、多様なものの考え方を涵養できる内容であり、外国語科目は美術系大学にふさわしい選択肢を用意している。専門科目に全学科共通の科目を設け、学科の垣根を越えた自専攻以外のジャンルを経験することにより、多様な制作・研究活動が図れるよう自由で幅のある教育を行っている。

導入教育については、講義・実技いずれにもさまざまな科目を開設し配慮している。実技科目においては、1年次に専門基礎的科目を履修することにより、入学時に見られる基礎学力の差異をなくすよう配慮している。個別指導に重点を置き、卒業生の専任助手を多数配置して学生をサポートしている。

美術研究科

修士課程の教育内容は、基礎となる学部教育課程との継続性を踏まえ、4つの科目群（研究指導科目・共通実技科目・関連演習科目・共通理論科目）によって編成している。また、博士後期課程の教育課程は、修士課程からの継続性を踏まえ、4つのカテゴリー（造形研究計画演習・造形理論特別研究・特殊研究・研究指導）によって編成している。教育内容の一貫性を保ちながら上級課程に進むにつれて高度化を図り、専門領域を深めながら領域横断的・複合的で柔軟な発想・感性を涵養することにも配慮している。2005（平成17）年に学部に直接的な基盤を持たない特色的領域「ヒーリング造形」を修士課程に設置し、2007（平成19）年には博士後期課程にも「ヒーリング造形」の研究分野を新設した。社会人学生は在籍しているが、社会人受け入れに対応するための特別な配慮（昼夜開講制や土日開講制、長期履修制度など）はなされていない。

（2）教育方法等

芸術学部

入学時、年度はじめにガイダンス、オリエンテーションなどさまざまな機会を設けて組織的に履修指導を行っている。担任制による個別相談も有効な体制であり、教学事務部「教育支援センター」でも、進級に際して個々の学生に対するきめ細かい指導を行っている。

1年次の履修登録単位数の上限は42単位とする一方で、2年次以降は意欲ある学生には検討のうえ50単位まで認めているが、単位制度の趣旨から改善することが望まれる。

授業評価は組織的に行われ、評価結果および結果に対する担当教員のコメントを適切な方法で公表している。ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動では、専任教員による「公開授業」を行い、参加教員による意見交換や「講評会」の実施によって授業改善に努めている。

授業概要は全授業科目において一定の書式で項目ごとに記載され、教員間でほとんど精粗がないが、実技系科目の成績評価基準については、学生により分かりやすい記載が望まれる。

在学生へのさまざまな顕彰制度のほか、留学生対象の顕彰制度「女子美美術奨励賞」

を設け、学生の学習意欲を刺激し、美術活動を奨励していることは優れている。

美術研究科

修士・博士後期課程ではともに、新入生は教育支援センター、2年次以降はガイダンス・オリエンテーションにより、履修指導を行うほか、オフィスアワー制度の活用による履修相談も行っている。修士課程では、研究指導科目をとおして修士論文または修士作品の指導を行っている。博士後期課程では、実技系においても学位論文の提出が必要なため、入学時より論文指導教員を大学院学生一人一人に配置している。研究指導は複数の指導教員と大学院学生の間で個別になされ、大学院学生の研究テーマに沿って行われている。授業概要は学士課程に比較すると、教員間、科目間の記述に精粗があり、評価方法にやや具体性が欠ける科目が見られるので改善が望まれる。FD活動は、「大学院FD研修会」を開催して研究指導改善を図っているが、大学院学生による授業評価は履修者6名以上の科目のみを対象に行われていることは今後の課題である。

(3) 教育研究交流

芸術学部

2005（平成17）年に「国際化の基本方針」が策定され、2006（平成18）年12月には、理事会において「中期事業方針」が策定され「国際化の推進」が項目に挙げられた。奨学金、留学生交流などについて支援体制を整え、「海外留学生に関する規程」および「外国人留学生に関する規程」も整備された。留学期間を在学期間に算入したり、留学中の取得単位を認定したりする支援体制がとられていることは評価できる。現在5ヵ国5大学と国際交流を行っているほか、学科研究室や教員個人の教育・研究においても活発な国際交流が行われている。学生の「サマー・スクール」への参加もあり、交流を促進するための語学力向上を目指した講座や、TOEFLの模擬試験などの手だても尽くされている。外国人留学生の受入数は近年増加傾向にある。教員の相互派遣も行われているが、教員の対外的な派遣数に対して海外からの受入数がやや少ない。

美術研究科

研究科独自の「国際交流の推進」を到達目標としては掲げていないが、学部と一体となって国際交流活動を展開している。研究科の学生にも、「短期海外研修プログラム」「協定留学プログラム」への応募機会が与えられ、また「100周年記念大村文子基金女子美パリ賞」などの顕彰制度の対象ともなっている。海外（フランス、パリ市）に所有する滞在施設「国際芸術都市」への大学院学生派遣は有益である。また、学位取得を目的とする外国人留学生は、近年、増加傾向にある。

(4) 学位授与・課程修了の認定

美術研究科

学位授与の要件、審査の手続きについては修士・博士後期課程ともに明文化されている。また2006(平成18)年に学位授与方針、諸規程を検証している。修士論文(作品)および博士論文の審査にあたっては、3名以上の審査員による複数審査体制をとり、口述または筆記による最終試験を課して、その結果を「研究科委員会」で確定している。一方、修士および博士の学位授与の可否に関わる実体的な判断基準となる学位授与基準は、必ずしも明確ではないので、何らかの工夫と措置が必要である。また、博士後期課程美術研究領域、デザイン研究領域においては今日まで学位申請に至っていないので、論文指導体制の強化など教育・研究水準の向上に努める必要がある。

3 学生の受け入れ

芸術学部・美術研究科

学部および研究科は、理念・目的に応じた適切な「学生の受け入れ方針」と「入学者選抜方針」を定め公表し、公平な受け入れを実施している。

学部では、多様な選抜方法を採用し、入試制度ごとの学力試験問題および解答例、実技入試合格者参考作品および『出題の意図・採点のポイント』を公開することなどによって入学者選抜基準の透明化を図っている。学生の受け入れのあり方を恒常的かつ系統的に検証する体制(「教務委員会」)も整備され、希望者に成績の開示を行い、受験生に対する説明責任の遂行に配慮している。学部における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均値、2007(平成19)年度の学部における収容定員に対する在籍学生数比率、2007(平成19)年度の学部における編入学定員に対する編入学生数比率は、いずれも適正值である。

研究科においては、修士・博士後期課程ともに、収容定員に対する在籍学生数比率は適正である。

4 学生生活

芸術学部・美術研究科

大学独自の資金・制度として、「女子美奨学金」ほか多様な奨学金制度を設け、また、「女子美提携教育ローン制度」や学費の延納・分納制度を設けるなど、学生の経済状態を安定させるため充実した体制を敷いている。各種奨励賞制度なども充実しており、学生の意欲を引き出す役割を果たしていることも高く評価できる。ハラスメント防止に関する規程が整備され、ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口を設置し、学生に対する広報を行っている。学生の就職指導に組織的・体系的に取り組み、外部

より専門のキャリアカウンセラーを招聘して個別に助言・指導を行うなど、就職支援業務は周到・綿密に行われており評価できる。就職関連の相談は特に学生の満足度が高く、就職希望者の高い就職率につながっている。学生に対する相談体制も整備され、学生相談室と医務室による心身両面にわたる健康管理が図られている。

5 研究環境

芸術学部・美術研究科

「大学附置機関である研究所・美術館などと連携し研究の活性化」を図り、「研究の過程および成果は、教育還元するとともに社会貢献に役立てる」ことを目標に定めている。

学部・研究科の専任教員は広く社会において研究活動を展開し、専門性の高い学部、研究科の教育目的を支えている。専任教員の研究活動は、一定の量的水準を保っている。海外研修・国内研修および特別研修期間制度が設けられているが、活用する教員が少なく制度が十分に生かされていないので改善が望まれる。年間一定額（30万円）の個人研究費のほか、特定研究費、共同研究費、出版助成費、研究旅費などが支給され、必要な研究費は保障されている。

6 社会貢献

全学をあげてボランティア活動を推進しており、「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された「ヒーリング・アートプロジェクト」や「問題解決プロジェクト」は評価できる。公開講座、「女子美アート・セミナー」、講演会を通じて、市民への学習機会の提供にも配慮している。また、地域に開かれた芸術交流の場として「女子美アートミュージアム」や「ギャラリー ニケ」といった美術館施設を、車いすでの利用にも配慮して市民に開放している。国や地方公共団体の政策形成などにも貢献している。貴大学研究所における染織文化財の保存修復事業などは、日本で唯一、大学院で刺繍を専攻できる大学の特色を生かした社会貢献といえよう。

7 教員組織

芸術学部・美術研究科

大学設置基準に定められた必要専任教員数を満たしており、学部における専任教員1人あたりの学生数は少人数である。専任教員の年齢構成については、40歳以下の若手教員が極端に少ない反面、51～60歳の年齢層の教員数が多く、今後の採用に関しては改善が望まれる。実験・実習を伴う教育、情報処理関連教育などを補助し、学生の学修活動を支援するために「テクニカルマイスター（専門技術員）」「ティーチング・アシスタント（TA）」「PCアドバイザー」を配置している。教員の任免、昇格の基

準と手続きに関しては、やや具体性に欠けるとはいえ「教員任免規程」「教員選考委員会内規」に明文化され、規程に基づいて総合的に判断し、選考している。

8 事務組織

教学部門を司る教学事務部・図書美術館事務部と法人部門を司る企画部・総務部・財務部から構成され、事務組織と教学組織の連携関係は良好である。「教学運営会議」と「理事業務会」は、教員役職者と事務組織の部長などで構成され、事務組織と教学組織の一体化を確保している。ただし、事務組織における企画立案機能は十分とはいえ、近年の大学を取り巻く業務の複雑化・高度化に対応する対処能力を高めることが課題である。事務職員の研修機会は、階層別研修・目的別研修・自己啓発研修の3種に体系化され、組織的・計画的に実施されている。

9 施設・設備

校地面積および校舎面積は、大学設置基準上必要な面積を満たしている。学部および大学院の施設・設備、情報機器、教育環境も充実している。設備は「教育研究等設備計画」により組織的・計画的に、必要性・緊急度などを勘案して整備されている。キャンパス・アメニティにも意を用いて、快適な学生生活の提供に配慮している。キャンパスのバリアフリー化に対する取り組みも進んでいるが、全面バリアフリー化に向けての計画的措置が望まれる。財務部管財課や総務部管理課により、施設・設備および機器・備品を維持・管理するための責任体制は確立されており、また、「衛生委員会」などにより、衛生・安全を確保するためのシステムも整備されている。

10 図書・電子媒体等

図書の収集方針および選書方針を定め、図書・電子媒体などの資料を体系的・計画的に整備し、広範な芸術分野での集中的資料形成に努めている。「ブルン文庫」に代表される西洋古代の古典的文献収集は特徴的である。国立情報学研究所のGeNiiなどオンライン・データベースは整備されている。また、「相互協力連絡会」などによって近隣の公立図書館や大学図書館と提携し、閲覧・貸出など地域への図書館の開放も行われている。しかし、書架スペースの狭あい化への対処は今後の課題である。図書館閲覧席座席数は確保され、最終授業終了後も図書館で学生が学修することができる。

11 管理運営

学長の選任は「学長選考規程」により明記され、学長候補者は選挙会で所信表明演説を行い、専任教職員による投票によって選ばれる。学部長は学長により推薦・選出される。学長の業務を補佐する学長補佐の任命・職務は、「学長補佐規程」に明記され

ている。役職者の選出は、選挙と任命という方法を取り入れることにより、学内構成員の意向とリーダーシップの行使とのバランスを図っている。教学上の案件に関する決定機関である教授会と経営に関する最高意思決定機関である理事会との相互関係も明確である。諸機関間の役割分担・機能分担および管理運営はおおむね明文化された規程に従って行われているが、学長権限については明確に規定されていないので改善が望まれる。

1 2 財務

人件費、教育研究費、管理経費を学生生徒等納付金の範囲内で賄うとの目標は、安定した学生生徒等納付金収入によって維持されている。1990（平成2）年度の相模原キャンパス開学以来の借入金返済が2008（平成20）年度に完済の見通しであり、貸借対照表関係比率において、改善の傾向が見て取れる。さらに退職給与引当や減価償却引当などの要積立額に対する金融資産も充足され、消費収支の改善により累積消費支出超過もほぼ解消されている。

健全な財政構造の確立を図るうえで、補助金や寄附金など収入の多様化に取り組むことが期待される。

なお、監事および監査法人による監査は適切に行われており、監事による監査報告書には、学校法人の財産および業務の執行に関する監査の状況が適切に記載されている。

1 3 情報公開・説明責任

事業報告の公開は、学報、広報誌、ホームページなどの多様な媒体によって行われている。自己点検・評価の公開に関しては、1993（平成5）年より、これまで4次にわたる活動結果を報告書にまとめ、学内に配布するとともに図書館に設置し、学外者などにも閲覧できるようにしている。また、第5次の自己点検・評価報告書はすでにホームページに掲載されており、同自己点検・評価に基づく、本協会による今回の大学評価結果は、ホームページに掲載することを予定している。

財務情報の公開については、教職員向けに『学報』、学生・卒業生・保護者向けには広報誌『女子美』を刊行し、それぞれに解説を付した財務三表を掲載すると同時に、ホームページによって広く一般にも公開し、貴大学に対する理解の促進に役立てている。今後は、貴大学が課題とする情報公開の分かりやすさへの取り組みとして解説に加え経年の推移や、図表・比率を取り入れるなどの工夫が期待される。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 学生生活

- 1) 大学独自の奨学金制度、金融機関と提携教育ローン制度の開設、在学生の制作・研究活動を顕彰する各種奨励賞の拡充など、多様な制度を設けて学生の経済状態を支援するとともに、学生の勉学を奨励し、実績を上げていることは評価できる。
- 2) 進路・就職指導については、1年次から4年次まで学生支援センター（現キャリア支援センター）を中心に学生のキャリア形成へ向けた重層的、横断的活動が組織的・計画的に行われていることは評価できる。

2 社会貢献

- 1) 地域社会と大学を結びつける取り組みが積極的に行われている。2007（平成19）年度特色GPに採択された「問題解決型美術大学教育の実践」は、1992（平成4）年から取り組んでいる「ヒーリング・アートプロジェクト」、2004（平成16）年度特色GP「美大におけるサービス・ラーニングの実践」の趣旨を継続する、地域社会と深く結びついた教育活動であり、評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 学部では2年次以降の上限単位を50単位に設定しているが、単位制度の趣旨に照らして改善が望ましい。
- 2) 美術研究科の授業概要の記載には科目によって記載内容の精粗や各項目についての説明不足が見られる。特に成績評価基準についても到達目標やカリキュラム・ポリシーなどとの関係において、より大学院学生が理解しやすい表記に改めるのが望ましい。

(2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 芸術分野においては、学位授与基準を明示することは困難な課題であるとはいえ、修士・博士後期課程における学位授与基準を具体的に明示する必要がある。

2 研究環境

- 1) 研修制度は整備されているが、活用する教員が少なく制度が十分に生かされて

いないので、研修機会を保障するための環境作りが必要である。

3 教員組織

- 1) 学部専任教員の年齢構成において、51歳～60歳が50.6%、40歳以下が3.8%と偏りがあるので、改善が望まれる。

4 管理運営

- 1) 学長の権限内容について規定されていないので、改善が望まれる。

以 上

「女子美術大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2008（平成20）年1月30日付文書にて、2008（平成20）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（女子美術大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は女子美術大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月1日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月14日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「女子美術大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2012（平成24）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

女子美術大学資料1—女子美術大学提出資料一覧

女子美術大学資料2—女子美術大学に対する大学評価のスケジュール

女子美術大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年度入学試験要項(全学科共通・一般、公募制推薦) ・2007年度特別選抜入学試験要項(全学科共通・社会人、帰国子女、外国人留学生) ・2007年度芸術学部3年次編入学試験要項 ・2007年度大学院入学試験要項 ・入試問題集2007(芸術学部・短期大学部)
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・女子美術大学大学案内2007 ・JOSHIBI UNIVERSITY OF ART AND DESIGN(大学案内英語版) ・女子美術大学大学院2007 ・女子美術大学大学案内2008
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	<ul style="list-style-type: none"> a.CUMPUS GUIDE2007 b.履修の手引 授業概要 I 2007(全学科共通) c.授業概要 II 2007(絵画学科洋画専攻、絵画学科日本画専攻、工芸学科、立体アート学科、芸術学科) d.授業概要 III 2007(デザイン学科、メディアアート学科、ファッション造形学科) e.履修の手引大学院2007 f.平成19年度教職課程履修の手引 g.2007年度学芸員資格取得の手引(芸術学部2年次・芸術学科以外) h.2007年度学芸員資格取得の手引(芸術学部3年編入生) i.海外留学ガイドブック2007
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術学部時間割表 ・大学院修士課程時間割表
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	<ul style="list-style-type: none"> ・女子美術大学学則 ・女子美術大学大学院学則 ・女子美術大学学位規程
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術学部教授会内規 ・大学院研究科委員会運営内規
(7) 教員人事関係規程等	<ul style="list-style-type: none"> a.教員任免規程 b.教員選考委員会内規 c.大学院教員選考委員会内規 d.昇任人事予備委員会内規 e.特任教員規程 f.特任教員制度運用内規 g.大学院教員特任に関する内規
(8) 学長選出・罷免関係規程	<ul style="list-style-type: none"> ・女子美術大学 女子美術短期大学部 学長選考 規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検評価委員会規程 ・自己点検委員会内規 ・自己点検・評価報告書編集部内規
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止に関する規程 ・ハラスメント防止対策委員会規程

資料の種類	資料の名称
	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント調査委員会内規 ・ハラスメント相談窓口取扱内規
(11) 規程集	<ul style="list-style-type: none"> ・規程集2007
(12) 寄附行為	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人女子美術大学寄附行為
(13) 理事会名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人女子美術大学理事・監事名簿
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度自己点検委員会報告書 ・平成14年度自己評価委員会報告書 ・授業に関する学生の声アンケート(授業評価アンケート用紙) ・平成18年度「授業に関する学生のアンケート」集計結果(芸術学部)
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・女子美術大学研究所 ・女子美術大学美術館
(16) 図書館利用ガイド等	<ul style="list-style-type: none"> ・Medium(図書館利用のしおり号)
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントのないキャンパスを目指して <ul style="list-style-type: none"> －ハラスメント対策に関する手引き(学生用) ・ハラスメントのないキャンパスを目指して <ul style="list-style-type: none"> －ハラスメント対策に関する手引き(教職員用) ・ハラスメント防止の手引き
(18) 就職指導に関するパンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・女子美2007就職資料集 ・職種別企業一覧(2004～2006年度) ・就職だより～保護者の皆様へ～
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター学生相談室案内 ・元気に生きるために(健康診断の結果をより生かすためのハンドブック)
(20) 財務関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・計算書類(平成14-19年度)(各種内訳表、明細表を含む) ・監事監査報告書(平成14-19年度) ・公認会計士または監査法人の監査報告書(平成14-19年度) ・財政公開状況に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人女子美術大学学報 第167号 ・広報誌『女子美』添付「平成18年度決算について」 ・平成18年度事業報告書 ・財政公開状況に関する資料(女子美術大学ホームページURLおよび写し)

女子美術大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2008年	1月30日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第4回大学評価委員会の開催（平成20年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月11日	臨時理事会の開催（平成20年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月7日	第5回大学評価委員会の開催（法令改正への対応、「平成19年度大学評価における合意事項」の取り扱いの検討）
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月12日 ～24日	評価者研修セミナーの開催（平成20年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬 ～7月上旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付 主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月1日	第2回大学財務評価分科会の開催
	9月1日	大学評価分科会第15群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月14日	相模原キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月10日 ～11日	第3回大学財務評価分科会の開催
	11月23日 ～24日	第3回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月6日 ～7日	第6回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2009年	2月7日 ～8日	第7回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月19日	第451回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月12日	第101回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）